「あなたがたはキリストの体であり、また、一人ひとりは その部分です」(ーコリント12・27)

第1章 総則

第1条 目的

カトリック浦和教会(以下本教会)に所属する全ての信徒(以下信徒)が主任司祭の指導のもとに、信仰生活を向上させ、教会活動によって相互の親睦を図り、宣教に寄与することを目的として本規約を定める。

第2条 活動

目的を達成するため、以下の活動を行う

- 1. 積極的な教会活動への参加、信徒間の交わり、地区における使徒職活動に関すること
- 2. 信仰生活向上ならびに宣教活動に関すること
- 3. 教会維持運営(広報・総務・施設・会計等)に関すること
- 4. その他

第2章 組織

第3条 主任司祭

主任司祭は、本教会の管理運営に おいて全ての権限と責任を有する。

第4条 評議会

本教会に、経済問題評議会等を置くことができる

- 1. 評議委員は、主任司祭の諮問に応じ答申する。あわせて教会委員会に適宜、経過報告する。
- 2. 評議委員は、主任司祭が必要に応じ、人数・期間を定めて委嘱する。
- 3. 評議委員は教会委員、専門部会部員、部会部員を兼務することができる。

第5条 教会委員会

本教会の運営については、教会委員会が審議・決議し主任司祭の承認を得て行う。

- 1. 教会委員会は、主任司祭、および選任された委員長、副委員長2名、書記1名、幹事2名の「役員」と、各部で決めた部長の委員によって構成される。ただし、役員は各部の部長を兼任できない。
 - 2. 役員の任期は1期2年とし、再任は認めない。
- 3. 役員は毎年 11 月に投票による信徒の推薦を受けた者の中から主任司祭が選任し、12 月に信徒に公表する。役員の各役職は役員の互選とし、主任司祭が任命する。
- 4. 役員の任期は1月から12月までとするが、事務引継ぎのため、翌年1月の最終日曜日に開催される信徒大会終了まで、旧役員は新役員に協力する。
 - 5. 委員長が任期を満了できない場合は、副委員長のうち1名が残存任期を引き継ぐ。
- 6. 役員に欠員が生じた場合は教会委員会にて推薦し、主任司祭の承認を得て後任者を選任する。後任者の任期は前任者の残存期間とする。

第6条 専門部会(第2条2項に該当)

本教会に、典礼、宣教司牧、祭儀の3専門部会を設ける。

- 1. 専門部員は、部長と主任司祭が協議し選任する。
- 2. 専門部会に、部長、副部長を置き主任司祭が任命する。
- 3. 部長、副部長の任期は1期2年とし、1回に限り再任を認める。部長が事情により任期を満了できない場合は、副部長が残存任期を引き継ぐ。
 - 4. 専門部会の役割は第16条に記載の役割のほか、主任司祭が指示する。

第7条 部会(第2条3項に該当)

本教会に、広報、総務、施設、会計の4つの部会を設ける。

- 1. 信徒は、積極的にいずれかの部に所属し、自分にできる役割を担うものとする。
- 2. 各部会に、部長、副部長を置き、年度始めの部会にて選任の上、1月中に主任司祭が任命する。
- 3. 部長が事情により任期を満了できない場合は、副部長が残存任期を引き継ぐ。
- 4. 部長、副部長の任期は 1 期 2 年とし、1 回に限り再任を認める。部員は、部長に届け出ることで入部・退部できる。
 - 5. 各部の役割については第17条のとおりとする。

第8条 特別委員会

主任司祭は、教会委員会と相談の上、必要に応じて特定の単一目的をもった特別委員会を設けることができる。同様に、特別委員会を廃止することができる。

- 1. 特別委員会の委員と委員長の選任は、主任司祭が教会委員会と相談して行う。
- 2. 特別委員会の委員長は必要に応じて教会委員会に出席し、活動状況や収支等を報告する。

第9条 任意団体

信徒の有志は、教会委員会と相談し、主任司祭の承認のもとに、宣教司牧・使徒職への寄与を目的とする 任意団体を組織することができる。承認された任意団体は教会委員会に対し活動予算を申請することができ る。

第10条 地区

信徒の使徒職活動、教会活動、信徒間の連絡機関として地区を設置する。

- 1. 地区の編成については、教会委員会で決議する。
- 2. 各地区に代表を置く。
- 3. 代表の選任は各地区に所属する信徒の話し合いにより行う。

第3章 会議

第 11 条 信徒大会

- 1. 信徒大会は、原則として毎年1月の最終日曜日に開催する。信徒大会の招集および司会は新教会委員長が務める。
 - 2. 信徒大会では、前年度活動報告と決算報告、および新年度活動方針と予算説明を行う。

第12条 教会委員会

教会委員会は、教会運営、その他重要事項について決議し、主任司祭の承認を得る

- 1. 教会委員会は、毎月1回開催する。
- 2. 案件によっては、臨時に会議を開催し討議するか、電子メール、ファックス等書面による会議形式により、意見の集約をはかるよう努める。
 - 3. 緊急を要する場合は、役員で協議し、結果を教会委員会に報告するものとする。

第13条 専門部会および部会

専門部会および部会については、部長の招集により原則として毎月1回開催し、必要に応じ随時開催する。 適宜、議事録を作成、保管する。

第14条 地区集会

- 1. 各地区の地区代表は第18条に記載の事項を実施するにあたり、必要に応じ地区集会を開催する。
- 2. 地区集会の開催その他地区における司牧に関する課題については、地区代表は宣教司牧部と密接に連絡をとり解決する。

第4章 役割

第15条 教会委員会の役割

教会委員会:本教会の管理運営にかかわる事項につき、主任司祭を補佐し、円滑な教会運営を実現する役割を担う。

第16条 専門部会の役割

典礼部: 典礼全般について、司祭へのサポート

ミサ準備、祭具・備品、典礼音楽、ミサ案内等

宣教司牧:信徒の信仰養成、一般の人への宣教

求道者に対する信仰教育

教会学校(未就学児、小学校児童に対する信仰教育、初聖体のための要理教育)

中学生以上の信徒に対する信仰教育(堅信式受堅準備を含む) 地区における司牧活動の支援(訪問司牧奉仕者養成を含む)

祭儀 : 結婚式、葬儀に関する奉仕

第17条 部会の役割

広報部:教会報の編集発行(各種情報の収集と伝達)

信徒名簿の編集・発行・管理

外部掲示板の管理運営 ホームページの管理

印刷・コピー機の保守・管理

総務部: 教会受付ボランティアの編成・運営

各種郵便物・配送品等の仕分けと配布

室内掲示板の管理運営

図書の管理運営

事務用品、事務機器の管理コーヒーサービスの運営

遺失物管理

施設部:聖堂、集会所、司祭館および関連施設の営繕と管理

イベント時の駐車場誘導

教会帰属什器、備品台帳の作成と管理

会計部:教会費、献金、寄付金等の収入、および諸経費の出納管理

予算決算事務

第18条 地区代表の役割

- 1. 地区在住信徒の動静の把握
- 2. 宣教司牧部との情報交換
- 3. 地区在住信徒等の葬儀における祭儀部への協力
- 4. 地区別掃除分担の取りまとめ
- 5. 連絡網の維持管理
- 6. 新入地区在住信徒の受入れ手配(教会規約、住所録等の配布、掃除分担の説明、各部会、専門部会 責任者の紹介等)

なお、専門部会、部会、地区代表の役割について定めのない事項の追加、改廃については、教会委員会で 決議し、主任司祭の承認を得て定める。ただし、専門部会、部会および地区代表の役割について主任司祭よ り個別に指示がある場合はこの限りでない。

第19条 会計

- 1. 本教会は、教会費、献金、寄付金、およびその他の収入をもって運営する。
- 2. 会計年度は1月1日から 12月31日までとする。
- 3. 会計監査 2 名をおく。会計監査の選任は主任司祭が行う。会計監査は、出納簿、諸経費帳簿、その他の会計記録を監査し、信徒大会で報告する。
 - 4. 会計監査の任期は1期2年とし再任を認めるものとする。
- 5. 会計監査に欠員が生じたときは、主任司祭は後任者を選任するものとする。後任者の任期は前任者の残存期間とする。

第6章 雑則

第20条 改廃

当規約の改廃は教会委員会で協議し、主任司祭の承認を得て行う。

第21条 旧信徒会会則

昭和 48 (1973) 年 11 月 25 日実施、昭和 60 (1985) 年 2 月 17 日改正の『信徒会会則』は本規約の施行をもって廃止する。

附則:

1. 施行

この規約は2005年1月1日から施行する。

2. 改訂

この規約は2019年1月1日から施行する。

この規約は2023年5月21日から改訂する(教会学校について)。